区のおしらせ No.423

昭和49年9月5日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

孫に見せるのが楽しみです。

おとしよりのための講習会があります。小唄、民謡、紙人形、リボンフラワーなど8講座で、月2回富士見いこいの家で開催されています。

そのリボンフラワーの講座に、ちょっとおじゃましてみました。リボンフラワーは、きれいなリボンと針金だけで、本ものそっくりに花をつくる手芸のひとつです。おばあちゃんのひとりは〝孫におばあちゃんでもこんなのができるよって見せるのが楽しみなんですよ〟と言っていました。

モニター募集

あなたの声を区政に

●募集期間は九月十四日(土)まで

区政モニターとは

区政モニターとは、いろいろな立場の区民のみなさんから、区の行なっている仕事に対して、意見や要望を聴かせてもらい、区の施策に反映させていく制度です。

モニターの仕事

モニターのみなさんには、区の仕事などで"これはこうしたほうがいい""こんな仕事もしてもらいたい"などの気がついたことをそのつど報告してもらうほか、アンケート調査の回答(年間六回程度)、モニター連絡会議への出席(年間二回程度)、施設見学会の参加などが仕事になります。

区政モニター制度は今月から発足します。ふるってご応募ください。

●募集人員 三〇名

●応募資格 ①区内に一年以上住んでいる二十歳以上のひと②公務員でないひと

●任期 一年

●謝礼 年額一二、〇〇〇円

●募集期間 九月十四日(土)まで

●応募方法・申込先 申込書と応募理由を書いた作文(四〇〇字以内)を区役所企画室に提出してください。申込書は企画室と各出張所にあります。

●採用選考 応募されたひとのなかから、性別、年令別、地域別、職業別などを考慮して決定します。

青果物消費者サービスデー
9月は5日(木)と19日(木)

豚肉の産地直送販売日
9月24日(火)

消費生活専用苦情電話
262－9669

中小企業勤労者のための融資制度が発足

最高20万円 年利(本人負担)6%

区内の中小企業に勤務するひと区内に住んでいて、中小企業に勤務するひとに融資をあっせんする「千代田区勤労者生活資金融資」が発足しました。

この融資制度の最高貸付額は二〇万円、本人負担金利は年六%で冠婚葬祭、教育費、医療費などに利用できます。

中小企業に働くみなさんの融資制度です。この融資を有効に利用してください。

申込窓口は商工課商工係です。商工課から金融機関に融資のあっせんをします。

●貸付限度額 二〇万円

●返済期間 二十二か月元利均等償還(一か月据置き)

●利率 年十二%(本人負担六%区負担五%)

●保証料 なし

●資格

①区内に住んでいる中小企業の勤労者または区内の中小企業に勤務する勤労者

②現に勤務する企業に引続き一年以上勤務し、今後も引続き勤務するひと

③満二〇歳以上であること(特に必要と認めたときはこの限りでない)

④住民税を完納していること

⑤貸付金を確実に返済できる見込みのあること

⑥確実な保証人がいること

⑦既に資金の貸付けを受けているときは、その資金を返済しているひと

くわしいことは商工課商工係まで

消費者問題・住みよい町づくりをテーマに

神田公園・和泉橋出張所で懇談会

神田公園出張所地区

●テーマ 消費者問題

●対象 神田公園出張所地区在住の区民(約一〇〇名)

●とき 九月十三日(金) 午後六時三十分から九時まで

●ところ 神田公園区民会館

●講演 「消費者の権利と保護」

和泉橋出張所地区

●テーマ すみよい町づくり

●対象 和泉橋出張所地区在住の青年層(約五〇名)

●とき 九月二十日(金) 午後六時三十分から九時まで

●ところ 和泉橋区民会館

●講演 「住民参加の区政」

青果物特売 豚肉産直

アンケートにご協力を

青果物特価販売と豚肉産直のアンケート調査を九月中に行ないます。

アンケート用紙は、それぞれの販売日に店頭でお渡しします。

この調査は特売や産直の今後の事業運営に役立てるとともに消費生活安定のための資料にします。

用紙を受取られた方は、必ず回答するようご協力ください。

実施要領はつぎのとおりです。

●調査地域 区内全域

●調査対象 販売日に店頭に来られた方

●調査方法 九月十九日の青果物特価販売日と九月二十四日の豚肉産直販売日に各販売店の店頭で、アンケート用紙と返信用の封筒をお渡しします。用紙に回答を記入のうえ投函してください。封筒には切手を張る必要はありません。

●問合せ 区民部商工課まで

児童扶養手当・特別児童扶養手当

手当額を増やし 支給範囲も拡大

新たに特別福祉手当を新設●●●●●●●●●●

九月一日から、児童扶養手当、特別児童扶養手当の手当額が増額され、支給範囲も拡がりました。

●児童扶養手当

児童扶養手当は、義務教育終了前（廃疾の場合は二十歳未満）の児童を扶養する母子家庭などに支給されますが、廃疾の場合、その程度が国民年金法で二級に相当するものまで支給対象範囲が拡がり、手当額も増額されました。

手当額（月額）

児童一人の場合　九、八〇〇円
児童二人の場合一〇、六〇〇円
三人目以降一人につき四〇〇円

●特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に重い障害のある二十歳未満の児童を養育している家庭に支給されますが、その手当額が増額されました。

手当額（月額）

児童一人につき一一、三〇〇円

児童扶養手当、特別児童扶養手当は、本年度にかぎり九月の支払期に、五月から九月分まで支給されます。

●特別福祉手当

重度の精神薄弱と身体障害が重複しているひとを看護している父母に対して支給するために、特別福祉手当が新設されました。

手当額（月額）　三、〇〇〇円

特別福祉手当は、九月中に申請した場合のみ、九月分から支給されます。

なお、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別福祉手当には、所得制限があります。

扶養親族数	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	1,516,000	5,427,500
1人	1,671,000	5,635,000
2人	1,826,000	5,790,000
3人	1,981,000	5,945,000
4人	2,136,000	6,100,000
5人	2,291,000	6,255,000
6人	2,446,000	6,410,000
7人	2,601,000	6,525,000

●問合せ　厚生部管理課児童係

区民の声

納めたのに督促状が

〈投書〉

区民税を納期までに納めたのに督促状がきました。納期までにちゃんと納めたのに、どうなっているのでしょうか。

〈お答え〉

確かに、投書のようなことがあります。

みなさんが区民税を金融機関、郵便局、出張所で納めると、そこから税務課に納入されたことを通知してきます。この通知によって税務課では納入されたことがわかるわけです。

税務課に、この通知が来るのがふつう、納めてから一～二週間後です。しかし、取扱うところによっては一か月近くかかることがあります。

ところが、督促状は地方税法で納期限後二〇日以内に発布しなければならないことになっています。

このため税務課では、督促状の発送をぎりぎりまで待つようにしていますが、ご質問のケースにある行き違いが、どうしてもでてきてしまいます。

このような場合、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

―税務課―

消火バケツを全世帯に

写真のようなセパレート消火バケツを区内の全世帯に配布します。

このバケツの特徴は、中の水が何回かに分かれて出ることです。

ふつうのバケツのように、いっぺんに水が出てしまうということはありませんから、それだけ初期消火には有利なわけです。

また、毎日水を取換えていれば"いざ"というときの飲料水としても利用できるわけです。

型も三角形ですから、壁の隅に置けば場所もとりません。

有価物集団回収 順調にスタート

都心区では初めての試みが、さる七月からスタートしました。区内の二十三町会が参加するこの回収運動は、町会のみなさんの熱心な協力と、回収業者、区の三者の密接な協力で、順調に進んでいます。

区民のみなさんも、街角に掲げられている黄色い「のぼり」と、積み上げられた古新聞、雑誌などを見かけたことがあるでしょう。

そこが、町会の集積場所です。

この回収運動で得られた売上金は、町会が自由に使い途を考えます。

ごみの減量と、限りある資源の活用がこの運動の狙いです。そして、この運動を通じて協調関係を築き、ともすれば失なわれがちな連帯感がよみがえるきっかけにもなることでしょう。このことは、この運動の思わぬ副産物です。

区では、多くの町会がこの運動に参加してくれることを望んでいます。あなたの町で、"やってみよう"という声が出てきたら、環境部環境課に電話をかけてください。

実施している町会のようすを見学するのもひとつの方法です。

区内の高令者

古作とめさん(97才)をお訪ねして

来る九月十七日に、恒例の区の「敬老会」が九段会館で開かれますが、これに招かれる七十五才以上のおとしよりは、約二、一〇〇人、この中で高令者のひとりである古作とめさんは、ことし九十七才お孫さんの中沢精一郎さん宅で、元気に過ごしておられます。

とめさんは、もう耳の方は大分遠いようですが、家族の方のお話しでは、幼ない頃から病気という病気もせず、薬もめったに飲んだことがなく、その上、食事なども家族の方とほとんど変わらないものをとり、特に、チーズやバターのような乳製品は、今でも好物の一つだそうです。そして、昔の思い出話しなどを始めるととめどもなく続き、時には気が向くとおとくいの民謡なども飛び出すことさえあるということです。

今はもう作らなくなりましたが、ついこの間まで、とめさん手作りのお弁当の味は、精一郎さんの息子さんたちを喜ばせていたという話も聞かれました。

一方、とめさんの娘さんに当たる中沢町さんは、ことし七十四才ということですが、顔の色つやなどとてもお年には見えず、母親の世話から家事の手助けなど、中沢家にはなくてはならない役柄を果たしておいでのようです。

娘さんのやさしい看護、それに孫の精一郎さんご夫妻、更に二人のひい孫たちに温く見守られて、ご苦労の多かった古作とめさんにとっての老後は、恵まれた生活といえるでしょう。

なお、区では高令をお祝いして古作さんには、敬老会の日に、高橋区長から銀盃が贈られることになっています。

写真　古作とめさん(右)と中沢町さん(左)

おとしよりの声

区では、ことしの三月、区内のひとり暮しの老人または老人だけで生活しているひとを対象にして生活の実態や意向について調査しました。

この調査で、お

としよりたちが実際に調査員にもらしていた意見や要望、悩みがいくつもありました。これらの中には、老人問題を考える上で、いろいろ参考になる事が多いようです。以下、それらのおとしよりの声を抜粋し、羅列してみました。

現在の悩み

- 病気になって迷惑をかけるのが心配。
- 主人が死んだ後のことが心配。
- みんなに迷惑をかけたくない。
- 子供との関係がうまく行かないこと。血圧が高いこと。
- 夜になると自分の体のことが何となく不安になる。
- 年金がインフレで目減りして行くのが心配。
- 二人いるうちは何も心配ないが一人になったらどうしよう。
- ちょっとした病気でも往診してくれる医者がいないのが不安。
- 物価上昇が気になる。
- いざというとき、人にどこまで頼れるか不安だ。

今、望んでいること

- 病気をしないこと。
- 健康であればよい。
- 家族と住みたい。
- ひとり天下でいたい。
- のんびりと家で過ごしたい。
- ひとり暮しの病人など一人でも多く慰めてあげたい。
- 仕事がしたい。誰かいい人がいれば結婚したい。
- 人のためにつくしたい。
- 安楽に死にたい。
- 頼りになる良い後継者をみつけたい。先祖からのこの土地を末永く維持して行きたい。

国や都、区に対する不満・要望

(お風呂)

- 銭湯がめっきり少なくなったので、町内に一軒づつくらい老人のための風呂があるとよい。
- 都で銭湯をたくさん作ってほしい。

(税金について)

- 固定資産税を安くして欲しい。
- 老人に対して区民税・都民税を安くしてもらいたい。
- 七十才以上の老人は無税に。
- 扶養家族がいないから、低所得でも免税にならない。

(年金・物価)

- 税金ばかりとって年金などはくれない。
- 年金のスライド制の率がよくない。
- 物価を上げないでほしい。

(老人の施設)

- 老人の遊びに行ける所を作ってほしい。
- 老人ホームでなしに老人が病気になった時、気軽に入院できる施設があればよい。

(その他)

- ときどき品物を区や都からもらうが現金の方がありがたい。
- 寝たきり老人のために、もっと助成してほしい。
- 老人だからと言ってあまり甘やかし過ぎないように。
- 万一のときに自由にかけられる電話がほしい。
- 急な事故のばあい、警察署や消防署につながる直通ベルがほしい。
- 身元の確かなひとで、夜泊りにくれるようなひとを探してほしい。
- 病気をした時だけヘルパーさんに来てくれるようにしてほしい。

七十五才以上をお招きして

敬老会 9月17日 九段会館で

区では、七十五才以上の方(明治三十二年九月十六日以前に生まれた方)約二、一〇〇人のかたがたをお招きして、次のとおり敬老会を開催します。

- **日　時**　九月十七日(火)　午後一時～四時
- **会　場**　九段会館(九段下)
- **内　容**　記念式典に続いて演芸(浪曲・民踊など)
- **記念品贈呈など**　七十五才以上の方にお祝品をさし上げるほか、ことし七十七才になった方に洋がさ、八十八才になった方には座ぶとんがそれぞれ贈られます。

なお、招待状は、九月初旬頃までにお手元にお送りします。

「入浴・マッサージの無料サービス」はことしから取止め。

毎年、敬老週間中におとしよりに対して行なっていた「入浴・マッサージの無料サービス」は、ことしから取りやめになりました。

なお、これに代えて区では、公衆浴場が無料で利用できる入浴券(一人、年間五十、枚)を、七十歳以上のおとしより全員に配布しました。

六十才以上の方に無料健康診断

9月9日 ↓ 9月13日

区では、六十才以上の方を対象にした健康診査を次のとおり実施します。この健康診査は、昨年までは六十五才以上が対象でしたが、ことしから新たに六十才以上六十四才までのひとに対しても、成人病検診を行なうことになったものです。

費用は無料です。この機会にぜひ受診され、ご自分の健康を確めてください。

期　間　九月九日～九月三十一日

場　所　区内医師会に所属している医院・診療所など一期間中は表示がしてあります。受診時間は診療時間内)

診査内容　▽一般診査＝問診、理学的診察、尿・血圧検査▽精密検査＝一般診査の結果、医師が必要に応じて胸部レントゲン・心電図などの検査を行ないます。

受診方法　区から送付した受診券と健康保険証を、また、老人医療証をお持ちの方は、医療証も合わせて提示してください。ただし、六十才～六十四才の方は受診券だけで受診できます。

対象者　大正三年四月一日以前に生まれた区内居住者

受診券　八月末に区から郵送してありますが、届かないばあいはお問合せください。

問合せ　区民課保健衛生係

敬老金五千円をお贈りします

ことし七十五才以上の方(明治三十二年九月十六日以前に生まれたひと)に、敬老金五、〇〇〇円を区からお贈りします。

九月十五日前後に、各町会等を通じてお手元にお届けすることにしていますので、お受取りください。

おとしよりを対象に区が行なっている主な事業

医療費の助成　六十五才以上のおとしよりが、健康保険で治療したとき、自己負担分を助成します。また、看護料も一定額が助成されます。

老人家庭奉仕員の派遣　六十五才以上の一般のおとしよりで、ひとり暮しの方を対象にしたものと生活保護世帯や低所得世帯を対象にしたものがあります。

敬老無料入浴券の交付　七十才以上の方に。公衆浴場が無料で利用できる入浴券をさし上げています。一人につき年間五十二枚。

交通災害共済　七十五才以上の方に。加入者の方が交通事故にあったとき、二千円～六十万円の見舞金が支給される制度で、かけ金全額を区が負担します。

家政婦の雇用費を助成　おとしよりの身のまわりの世話が家庭で十分できないばあい、民間家政婦協会からの家事援助者の派遣の費用を区が負担します。

警報ブザーの設置　ひとり暮しのご家庭に火災が発生したときや急病・盗難などの事故を近所に知らせるブザーを、区が無料で設置します。

声の訪問電話　六十五才以上のひとり暮しの方に。区役所から電話で定期的に声の訪問をして、いろいろなご相談に応じます。電話のない方には区で取付けもします。

友愛訪問員　六十五才以上の方にひとり暮しのおとしよりの話し相手をつとめる友愛訪問員が、千代田区に三十人います。希望する方に、週三日以上訪問しています。

ねたきり老人に寝具一式贈呈　六十五才以上の方に、敷ぶとん・掛ぶとん・カバー・シーツをさし上げます。

ねたきり老人の福祉手当　六十五才以上で、病気や老衰で六か月以上ねたきりの方に支給されます。月額五千円ですが、十月から七千五百円に増額になります。

老人クラブの懇親旅行に助成　区内の老人クラブが、区の保養所「千代田荘」で年二回懇親旅行ができるように、経費の一部を区が助成しています。

●問合せは福祉課老人福祉係へ

在宅重度身障者への日常生活用具の給付

テープレコーダー・時計など4品目追加

自宅で生活している、重度の身体障害のひとに給付されている日常生活用具と改善費に、新しく四品目が追加されました。

追加された品目と対象者はつぎの表のとおりです。（　）内の金額を限度として公費で負担します。

種目	対象者
テープレコーダー（一三、五〇〇円）	六歳以上の身体障害者手帳の交付をうけた者で、視覚障害にかかる障害の程度が一級又は二級のもの
時計（五、七五〇円）	一八歳以上の身体障害者手帳の交付をうけた者で、視覚障害にかかる障害の程度が一級又は二級のもの
タイムスイッチ（一、三〇〇円）	一八歳以上の身体障害者手帳の交付をうけた者で、視覚障害にかかる障害の程度が一級又は二級のもの
訓練椅子（一五、〇〇〇円）	三歳以上一八歳未満の身体障害者手帳の交付をうけた者で、下肢又は体幹にかかる障害の程度が一級又は二級のもの

●**費用**　給付の対象になるひと、または、その扶養義務者は、その世帯の所得に応じて費用の一部を負担してください。

●**申込み**　福祉事務所相談係まで

目が不自由なひとの外出に盲人生活介護員がお手伝い

目の不自由なひとが、区役所や病院などの公的機関に出かけたりするときなどに、そのお手伝いをする「盲人生活介護員」（無料）の制度がありますので、ご利用ください。

●**利用できるひと**

都内に住んでいて、身体障害者手帳一・二級だけのひとの世帯または一・二級のひとと小学生以下の児童のみの世帯のひと

●**申込み**

申込みは利用したい日の三日前までに電話で、東京都盲人福祉団体連合会☎二〇〇―四四七〇（新宿区諏訪町一七八シルバーロッジングA八号）に申込んでください。

国民年金　福祉年金を引上げ

受給者には、新らしい証書を

国民年金法の改正により、福祉年金額が、九月からつぎのように引上げられました。

福祉年金、老齢特別給付金を受けているひとには、八月下旬にみどり色の証書をお届けしましたが、九月六日から指定した郵便局で受取れます。

くわしいことは、国民年金課適用係まで問合せてください。

	年金額（　）は改訂前の年額
老令福祉年金	90,000円（60,000円）
障害福祉年金	1級障害13万5,600円（90,000円） 2級障害90,000円（新設）
母子（準母子）福祉年金	11万7,600円（7万8,000円）
老令特別給付金	6万6,000円（4万8,000円）

主婦の健康診断

奥さんも年一回の検診を

区では、ふだん受診する機会の少ない家庭婦人の健康診断を実施します。受診を希望する方は出張所に申込んでください。

●**実施期間**　十月十五日（火）～十月三十一日（木）

●**対象**　区内に居住する満三〇歳以上満六〇歳までの婦人

●**検診項目**　①一般検診②子宮ガン検診

●**申込み**　九月十日（火）から九月二十五日（水）まで、出張所で申込みを受付けます。

●**費用**　無料

●**問合せ**　区民課保健衛生係まで

9月の休日診療当番医

8日	山崎医院	神保町2－2	☎261-2588
	東京警察病院	富士見2-10-41	☎263-1371～4
15日	伊吹医院	神保町2－13	☎262-0574（呼）山本
	提医院	麹町6－4	☎261-3824
16日	平野胃腸科内科	内神田2-9-9	☎252-4478
	桑沢クリニック	麹町4－4 パシフィックビル	☎262-0011
22日	岩本町診療所	岩本町3-4-1	☎851-8643
	飯田橋診療所	飯田橋3-6-11	☎261-7880
23日	西神田診療所	西神田2-3-2	☎262-5362
	九段坂病院	九段南2-1-39	☎262-9191～6
29日	中沢医院	外神田3-10-8	☎251-2683
	井関医院	九段北2-3-26	☎261-3641

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。

国保の保険料便利な自動振替が始まります

国民健康保険料の自動振替制度が十月から始まります。

いつも留守がちだったり、いそがしいひとに代わって、金融機関が自動的に払込んでくれます。

手続きは、口座振替依頼書、国民健康保険証、預金通帳と通帳の印かんを持って、あなたの口座のある金融機関に申込んでください。十月一日から申込みを受付けます。

口座振替依頼書は、各金融機関と国民健康保険課の窓口にあります。

また、これまでの払込用紙による納入もできます。

くわしいことは、国民健康保険課保険料徴収係まで問合せてください。

区民相談(無料)をご利用ください

区では、区民のみなさんの日常生活におけるいろいろな問題解決のために、無料で各種の相談を行なっていますので、お気軽にご利用ください。

●**相談場所**　区役所中二階区民相談係です。

相談名	相談日	相談のお相手	相談内容
法律相談	毎週水曜日 午後一時～四時（第五週は休み）	弁護士	借地借家、金銭の貸借、相続など法律上のこと
商工相談 税務経理	毎週木曜日 午後一時～四時（第五週は休み）	税理士	税務・経理のこと
商工相談 経営	第三火曜日 午後一時～四時	経営士	経営のこと
人権相談	第二火曜日 午後一時～三時	人権擁護委員	人権侵害など身の上に関すること
行政相談	第一月曜日 午後一時～三時	行政相談委員	国政、公団、公社、公庫などへの苦情
電電相談	第三月曜日 午後一時～三時	電電公社職員	電話・電報に関すること
交通相談	毎週月曜日、水曜日、金曜日 午前九時～午後五時	区役所職員	示談の方法、損害賠償、慰謝料、責任保険など
一般相談	日曜・祝日以外毎日 午前九時～午後五時 土曜日は正午まで	区役所職員	区政に対する意見や要望、日常生活一般

バスケットボール大会

●**とき**　九月二十九日(日)午前九時
●**ところ**　総合体育館主競技場
●**対象**　区内在住・在勤者（学生を除く）で編成したチーム
男子　十二チーム
女子　八チーム
●**競技方法**　トーナメント方式
●**申込み・問合せ**
九月十八日(水)午後五時までに申込書に必要事項を記入して社会教育課体育係に申込んでください。

中卒認定試験

高等学校の入学資格がとれる試験が行なわれます。
この試験は、病気などで、義務教育諸学校に就学できないで、就学猶予または免除されたひとが、中卒程度の学力があるかどうかを認定するために国が行ないます。
●**願書受付期間**　九月十三日(金)から十月十二日(土)まで
●**受付場所**　都教育庁学務部義務教育課（都庁第二庁舎九階）
●**試験日**　十一月二十九日（金）
●**問合せ先**　都教育庁学務部義務教育課小中学校係☎二一二―五一一一（内線四〇五八）か区教育委員会学務課学事係まで

心身障害者と家族の映画観賞会

●**とき**　九月二十二日(土)午後一時
●**ところ**　富士見福祉会館
●**映画**　「坊っちゃん」
●**会費**　無料
●**問合せ**
富士見福祉会館☎262―一〇四五

私立幼稚園に通園させている保護者に補助金を支給

●申請は九月二十日までに

私立幼稚園にお子さんを通園させている保護者に差上げる補助金の申請を受付けています。
●**補助金**
四歳児　月額　一、一二五円
（昭和四十四年四月二日から昭和四十五年四月一日生まれ）
五歳児　月額　二、一二五円
（昭和四十三年四月二日から昭和四十四年四月一日生まれ）
●**申請者**
区内に住んでいて、お子さんを私立幼稚園に通園させているひと
●**申請期間**　九月二十日(金)まで
●**申請方法**
申請書に必要な事項を記入して総務課総務係に申請してください。

十月一日は「都民の日」カッパのバッジをお求めの方に

東京都では十月一日の「都民の日」のシンボルとして今年もカッパのバッジを作製、領布します。
値段は、一個（白色）五十円、五色セット（白、赤、青、黄、緑ケース入り）三百円です。
ご希望の方は、各出張所でどうぞ。領布期間は十月一日までです。

体育館からのおしらせ

九月二十三日（月）と二十九日（日）の主競技場は個人利用日ですが、両日とも区主催の大会で使用しますので、個人利用は出来ません。ご了承ください。

児童館だより（九月）

●**神田児童館**
ちびっこ村のお月見会
九月十四日(土)午後二時から
映画「リボンの騎士」や合唱など
●**富士見児童館**
映画会　「沈黙の世界」
九月七日(土)午後二時から
すばらしい海中探険映画です。
すもう大会（九月場所）
九月十四日(日)午後一時二十分から

9月連休の体育館などの業務

9月は15・16日、22・23日と2回の連休がありますが、連休中の区民施設の業務は次のとおりです。

（○＝開館、／＝休館）

事業所	15日（日）	16日（月）	22日（日）	23日（月）	24日（火）
総合体育館	○	／	○	○	／
社会教育会館	／	／	○	／	／
教育研究所	／	／	／	／	○
図書館	／	／	○	／	／
児童館	／	／	／	／	○
福祉会館	／	／	○	／	／

教育相談 ═══ 無口な子

「雄弁は銀　無言は金なり」という諺があります。

無口なことは、けっして悪いことではありません。しかし、もっと授業中に手をあげて答えてくれたら、もう少し発表力があったらと心をいためるのも親心です。

両親のこういう願いに、失敗すまい、笑われまいと心配して、小さな胸をいため、声が出なくなるのも子どもの心理です。

この両親と子どもの気持ちを、ひとつのパイプにつなぐお手伝いをするのも教育相談室のしごとです。

無口は悪いことではありません。しかし、社会性が大きく伸びる幼少時に心の窓を大きく開いてあげることも、また大切です。

こういう相談は、小さなうち、早いころの方が効果は大きいものです。

相談の予約は毎日電話で受付けています。

教育相談室☎二五六―八四四六

お使いは　風呂敷もって　カゴもって
―ごみ減量・資源節約―

28 明暦の大火

江戸幕府創立以来の発展に、ひとつの大きな区切りをつけた事件が起りました。明暦三年（一六五七）の大火がこれです。

江戸の町の六割以上が焼野原になり、三万七千人あまりのひとが焼死しました。

この大火は幕府をはじめ、上下のひとびとに大きな衝撃を与えました。それは物質的な損害が大きかったということばかりではありません。

当時は、慶安四年（一六五一年）の由井正雪事件後わずか数年しか経っていないため、社会の不安動揺がまだ治まっていない時期で、大火の最中にも正雪一味の残党が暗躍しているという流言が飛んだということです。

そこで、幕府も治安確保につとめ、これまで武家地にしかなかった辻番を町地にも置いています。

また大名や旗本に恩借金を、町民には救米といわれたおカユの炊き出しという救済策で急を凌いだということです。

幕府は、こうした応急措置を行なう一方、江戸復興の大規模な都市計画をたてました。

その目的は、いかに江戸城と江戸の町を火災から守るかということでした。

そのために、正確な江戸地図がつくられました。この明暦の江戸図は日本地図史上でも画期的なものといわれています。

そして、江戸を火災から守るという目標から、あき地や防火地帯をつくりました。

このとき吹上一帯にあった大名屋敷を城外に移しました。

城内の防火対策と並んで行なわれたのが外郭内部にあった寺院の整理です。山王神社も三宅坂から現在の地に、このとき移りました。

寺院を市街地の外辺に配置するという幕府の都市計画の基本方針は、この大火を機に再び強力に実施されたわけです。

焼失市街地再建には市区改正を断行、防火地帯を築きました。上野広小路などの江戸の広小路も大火後の防火目的のためにつくられました。

また、区内では連雀町（いまの須田町附近）の住民が武蔵野に開拓民として移住させられました。

現在三鷹市の上連雀、下連雀の起源で、神田の連雀町は火除のためのあき地になりました。

写真は、被災した町民におカユをくばったお救い小屋の風景、江戸時代の災害対策です。